

国営土地改良事業等再評価実施要領

平成10年3月27日付10構改D第161号
最終改正 令和7年4月11日付け6畜産第3428号
令和7年4月11日付け6農振第2791号

第1 趣旨

農業農村整備事業の効率的な執行及び透明性の確保を図る観点から、農林水産省は、農林水産省政策評価基本計画（令和7年4月11日農林水産大臣決定。以下「基本計画」という。）に基づき事業採択後、一定期間ごとに当該事業をとりまく諸情勢の変化を踏まえた事業の評価（以下「再評価」という。）を行い、必要に応じ事業の見直し等の検討を行うこととする。

第2 対象事業及び実施時期

1 再評価の対象となる事業

再評価の対象となる事業（以下「対象事業」という。）は、国が行う次に掲げる事業とする。

- (1) 土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条第2項に規定される土地改良事業（施設の管理を行う事業並びに災害復旧事業及び突発事故復旧事業（これらの事業に附帯して施行する同法第87条の5第1項第2号の事業を含む。）を除く。）
- (2) 地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第51条第1項第3号イの規定により農林水産大臣が指定する地すべり防止区域において同法第10条第1項の規定により農林水産大臣が施行する同法第2条第4項に規定する地すべり防止工事

2 再評価の実施時期

- (1) 再評価は次に掲げる年度において行うものとする。ただし、当該年度内に対象事業が完了する場合及び事業の廃止、又はいわゆる打ち切り完了（事業計画を縮小するための計画変更を行い、必要に応じて若干の工事を実施して完了するもの）を行おうとしている場合は、再評価を行わないものとする。
 - ① 事業採択後5年が経過した時点で未着手の事業、事業採択後10年が経過した時点で継続中の事業又は事業採択後5年が経過した時点で継続中であって、地方農政局長（北海道にあっては国土交通省北海道開発局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長。以下「地方農政局長等」という。）が社会経済情勢の動向等を踏まえて予備的な検討を行い、再評価を行うことが必要と認めた事業については、当該時点の属する年度
 - ② 事業採択後10年を超えて継続する事業については、直近の再評価実施年度から5年度ごと
- (2) 次に掲げる場合は、(1)の規定にかかわらず、適切な時期に再評価を実施するものとする。
 - ① 関係する地方公共団体、土地改良区その他予定管理者（以下「関係団体」という。）から文書による要請があり、地方農政局長等が必要と認めた場合
 - ② 自然災害の発生、社会経済情勢の変化、事業の計画変更の検討等により必要と認められる場合

第3 事業所等における基礎資料の作成

対象事業を執行する事業所等において、次に掲げる項目を内容とする再評価のための基礎資料を作成し、地方農政局長等に提出するものとする。

ア 事業の進捗状況

- イ 関連事業の進捗状況
- ウ 事業計画の次に掲げる重要な部分の変更の必要性の有無
 - (ア) 事業の施行に係る地域
 - (イ) 主要工事計画
 - (ウ) 事業費
- エ 社会経済情勢の変化
- オ 費用対効果分析及び当該費用対効果分析の基礎となる要因の変化力環境との調和への配慮（地すべり防止工事は除く。）

第4 事業管理委員会及び技術検討会の設置

- 1 地方農政局長等は、対象事業の再評価を行うため、関係部課長をもって構成する国営事業管理委員会（以下「事業管理委員会」という。）を設置するものとする。
- 2 事業管理委員会の長は、専門的知見を有する第三者（国又は関係団体に属する者以外の者をいう。）から構成される委員会（以下「技術検討会」という。）を設置するものとする。

第5 再評価の実施

- 1 事業管理委員会は、関係団体の意見を文書により聴取した上で、基礎資料を基に、対象事業の継続、事業計画の変更、対象事業の中止、関係団体への要請その他対象事業の効率的な実施のために執るべき措置等に関し、再評価を行うものとする。
- 2 事業管理委員会は、技術検討会へ再評価結果を諮問し、その意見を受ける。
- 3 事業管理委員会は、再評価結果に技術検討会の意見を付して、地方農政局長等へ報告するものとする。
- 4 地方農政局長等は、再評価結果及び技術検討会の意見を踏まえ、翌年度以降の対象事業の実施方針原案を作成し、再評価結果、技術検討会の意見及び実施方針原案を農林水産省農村振興局長（以下「農村振興局長」という。）に報告するものとする。

第6 再評価の結果を受けての実施方針の決定

農村振興局長は、地方農政局長等から報告のあった実施方針原案等について検討し、翌年度以降の対象事業の実施方針案を作成する。
実施方針は、農林水産省としての評価決定手続を経て決定される。

第7 再評価結果及び実施方針等の公表等

- 1 農村振興局長及び地方農政局長等は、基本計画第6の2の（3）のイに基づき、毎年度、対象事業の一覧、それぞれについての再評価結果、技術検討会の意見、実施方針等を原則として概算要求時に公表するものとする。

- 2 また、再評価結果、技術検討会の意見及び実施方針については、地方農政局長等から関係団体に周知するものとする。

第 8 委任

事業管理委員会の事務その他必要な事項については、地方農政局長等が別に定める。

第 9 施行期日

本要領は、令和 7 年 4 月 11 日から施行する。

附 則

この改正は、令和 7 年 4 月 11 日から施行する。